

最近フランスにおけるストライカーの 損害賠償責任をめぐる議論

石 井 保 雄

一 ストライキと損害賠償をめぐる問題状況

ストライキに関し、その民事責任——契約責任と不法行為責任の両者を含む——が問われることそれ自体は、新しい現象であるとはいえないであろう。しかしフランスでは、一九七〇年代中頃以降、「違法ストライキ」(grève illicite)を理由とする損害賠償請求訴訟(不法行為[délict et quasi-délict])が数多く提起されている。近時の、このような動向においては、しばしば巨額の賠償請求がなされている——たとえば、熱意スト(Grève de courage〔怠業〔grève perle〕の一種型])に関するルノー公団ル・マン工場事件の場合、使用者は三〇億フランの賠償請求を行なっている⁽¹⁾——ことともに、その責任

帰属主体として、労働組合が多く裁判所に召喚されることが、特徴的である。

フランスでは、英米やドイツ等の国ぐにとは異なり、ストライキというものが集団的になされるものであるとしても、その権利主体はあくまでも、労働者個人であるとされている⁽²⁾。それゆえに、労働組合側はそれが組合の自由(liberté syndicale)に対する侵害である(労働法典L.四一二条の二違反)として、私訴権(action civile)〔刑法典三条〕行使によって、対抗している⁽³⁾。

そして議会においては、ストライキを理由とする損害賠償請求を、立法によって制限しようとする動きも、現われた。すなわち「オルー法(Lois Auroux)」と総称される一連の労働立法改革の一つである「従業員代表制度

の発展に関する法律」八条は、労働契約のストライキ中の停止原則を定めている労働法典L.五二一条の一に、新たに「刑法上の犯罪により生じた損害及びストライキ権又は組合権の行使と関係があることが許されない事実から生じた損害」の場合をのぞいて、労働者・労働組合に対し、民事責任を追及できない旨の条項を挿入しようとした。しかし同条は、憲法院一九八二年一〇月二日裁決により違憲とされ、同法は右条項部分を空白にして、同月二八日公布された。⁽⁴⁾

しかし、右憲法院裁決から約二〇日後の同年一月九日、破毀院は、つぎのような二つの判決において、労働組合のストライキに関する民事責任の原則を明らかにするにいたった。⁽⁵⁾

「組合および〔企業内組合支部の〕組合代表は、その正当なストライキ組織への参加という事実のみから、その過程でなされた濫用〔行為〕による損害結果すべてについて、当然に〔賠償〕責任を有するとはいえない」〔デ・ビギオン Dubigson〕事件——職場占拠スト中の企業施設破壊を理由とする使用者による請求事件⁽⁶⁾否定）。

「組合の民事責任は原則として、憲法上承認されたストライキ権行使に際し……生じるものではない。〔しかし〕組合がストライキ権の通常の行使にもなわないう行為や刑法違反を構成する行動に、実際に参加したときは、この限りでない」〔トレロール Traitor〕事件——同じく職場占拠ストによる労働の自由侵害を理由とするノン・ストライカーによる請求事件⁽⁷⁾肯定）。

このように、破毀院はストライキ権が労働組合ではなく、労働者に帰属する個人的な権利であることから、それにとまなう偶発的権利濫用行為による損害結果は原則として、その権原者 (titulaires) が、賠償責任を負うべきものであるとした。

それでは、ストライカー (greviste) 労働者に対する、そのスト権濫用行使を理由とする損害賠償請求については、具体的には、どのような法的処理がなされるのであろうか。⁽⁸⁾ 本稿では、この問題について、考えてみたいと思ふ。

(1) Trib. gr. inst. Le Mans 6 mars 1979, Dr. soc., 1980, p. 259; Angers 22 oct. 1980, Dr. soc. 1980, p. 547. ただし本件は、労働側からの破毀院上告中、労使間の和解が

成立し、訴訟は取り下げられたようである。

(2) この点については、後で言及する。

(3) たとえば、Cass. crim. 24 janv. 1978, Dr. ouvr., 1978, p. 366, note N. Alvarez.

(4) Cons consti. 22 oct. 1982, J. O. 23 oct. 1982, p. 4033.

(5) Cass. soc. 9 nov. 1982, D. 1983, p. 531, note H. Sinay; J. C. P. 1983, éd. C. I., II, 14024; éd. G., II, 19995, concl. Gauthier et note B. Teyssié; Dr. soc. 1983, p. 175, observ. J. Savatier.

(6) 以上「詳しくは」抽稿「最近のフランスにおけるストライキと損害賠償をめぐる法理論状況——労働組合の責任帰属主体性をもめぐって——」横井芳弘(編)『現代労使関係の動向と法』(近刊予定)所収を参照。また同じく、最近時フランスの「このような動向を追跡した文献として」M. Forde, Bills of rights and trade union immunities: Some french lessons, *Industrial Law Journal*, vol. 13, no. 1 (March 1984) pp. 40-9. 443 Id., Liability in damages for strikes: A french counter-revolution, *American Journal of Comparative Law*, vol. 33, no. 3 (Summer 1985) pp. 447-65. 649.

(7) Joseph Le Calonnec et Jean Bedoura, observ. sous Cass. soc. 8 déc. 1983, J. C. P. 1984, II, 20220. 447 労働者・労働組合はストライキに関して「原則的に民事責任を

負わないと宣言するのではなく、一体いかなる条件がみたされたとき、その損害賠償責任が追及されるのかということを考えることが重要であるとしている。

(8) なお、本稿で紹介する三つの裁判例を含めて、ストライキに関する不法行為に損害賠償請求訴訟の多くは、職場占拠スト(greve avec occupation des lieux de travail)に関する事案である。最近フランスの職場占拠スト法理については、抽稿「職場占拠法理の研究」(4) (亜細亜法学二〇巻一・二号二七四頁以下、二一巻一・二号八九頁以下、二巻一・二号一頁以下を参照)。

二 ノン・ストライカーによるストライカーに対する民事責任追及——破毀院一九八三年二月八日フォンテン事件判決を中心に——

前年一月九日のデュビジオンおよびトレロールの二つの事件に関する判決に続き、破毀院がノン・ストライカー(non grévistes)によるストライカーに対する損害賠償請求事件について、初めて、その判断を示したのが一九八三年二月八日フォンテン事件(Fontaine et autres c. M^{me} Dénery et autres)判決⁽¹⁾である⁽²⁾。

(1) Cass. soc. 8 déc. 1983, D. 1984, p. 84, concl. Picca;

J. C. P. 1984, II. 20220, note J. Le Calonnec et J. Bedouna; Dr. ouvr. 1984, p. 199, note F. S.

(2) 破毀院はすでに一九七二年二月四日のコルフェ(Corfe)事件判決(D. 1972, p. 656, note Jean Savatier)において、ストライキに際し、バリケードにより工場入口を封鎖し、ノン・ストライカーの入構を阻止したという行動に、積極的に関与したストライカー(組合代表)に対する使用者の懲戒処分(二日間の出勤停止)と、ノン・ストライカー従業員に支払った賃金相当額五四五五フランの損害賠償請求のいずれをも適法とした原判決(ランス控訴院一九七〇年一〇月二一日判決)を支持して、ストライカーの上告を棄却する判断を示している。

また従来、裁判所によりノン・ストライカーのストライカーに対する損害賠償請求が認容された例としては、知り得たかぎりでは、フォンテン事件第一審判決(Trib. inst. Royen 27 nov. 1978, infra.)と原判決しかなく、ように思われ(Trib. inst. Calais 4 mars 1980, Dr. ouvr. 1980, p. 179. はこれを否定している)。

1 事件の概要と判決の要旨

(1) 事件の概要

一九七六年九月二一日、ルーアン近郊のソディパン社(Soc. Sodipan)でストライキが発生し、一部の労働者に

より、一週間にわたり、同社工場が占拠された。同年一〇月一日、使用者の要請によって、警察が右工場占拠を解除したが、ストライキは同月二一日まで継続した。そして争議団と使用者とのあいだで、労働者側が満足すべき賃上げと、使用者は本件ストライキを理由とする、いかなる制裁も訴訟も行なわない旨の協定が労使間で締結されて、紛争は終結した。ところが同年一二月九・一〇両日および一九七六年四月二二日、二四名のノン・ストライカー従業員が、本件職場占拠により、同期間中労務提供をなしえなかったことによる賃金喪失を理由に、六名のストライカーに対し、一人当り五〇〇〇フランの損害賠償(仮執行付き)請求訴訟を提起するにいたった。

第一審・ルーアン小審裁判所は、一九七八年一月二七日、大略つぎのようになべて、ノン・ストライカーの右請求を認容する判断を示した。すなわち本件工場占拠がストライカー全体の責に帰せられるべきものであることは、異論がない。不法行為(délit civil)の共同実行者(coauteurs)は各々、民事責任の原則にしたがって、被害者が受けた損害を賠償しなければならぬ。そして本件賠償責任は全部義務(obligation in solidum)であ

り、原告は共同実行者のうちの誰でも、裁判所に召喚しうるものである⁽¹⁾。

原審ルーアン控訴院も、一九八一年四月二十八日、第一審裁判所と同旨の判決を行なった⁽²⁾。そこでストライカー側は、これを不服として、破毀院に上告した。そしてその理由は、以下の六点にわたっていた⁽³⁾（上告理由第一点は省略）。

上告理由第二・三・四点・原審が、本件工場占拠が使用者のノン・ストライカーへの賃金支払いを免除させる不可抗力（force majeure）であり、それが六名のストライカーに関係するものであるとしたことに対して――

。使用者には、ノン・ストライカーの労務提供を受けることが不可能であったことを証明すべき義務があるにもかかわらず、原審がそれを無視したのは、労働法典¹五一一条のおよび民法典¹一四七条に違反する。

。原審は、使用者に対する事前の請求がなされていないノン・ストライカーの訴えは受理されるべきでない旨の抗弁に答えていない。

。原審は、ストライカーによる工場入口封鎖により、ノン・ストライカーの作業場入構が妨害されたとして

いるが、ストライカーの行動をより詳細に検討すべきであった。

上告理由第五点・控訴院判決が、六名のストライカーに、全損害の賠償を全部義務として命じていることについて――

。その行動が損害全体に対し、競合している者にのみ、全部義務が課せられるのであり、六名のストライカーだけで、従業員全体の労働の自由を侵害することはできず、その損害事実中、自ら関与したことにのみ責任を負うにすぎない。

。全額賠償責任は、有責者各自が救済権を行使することを想定しているが、本件の場合、原判決は、六名のストライカーが他の特定されていない者らとともに、工場を占拠したと指摘しているだけである。

上告理由第六点・ノン・ストライカーが紛争終了時、賃上げや労使協定によるさまざまな利益を享受しているにもかかわらず、裁判所が本件訴えを受理していることに

ついて――

。控訴院は、本件賃上げが長期的にみれば、雇用維持に不利な結果をもたらすという、ノン・ストライカー

側の不確かな理由から、判断している。

。ノン・ストライカーによる、協定書の黙示の履行は、その得べかりし賃金相当額の損害賠償請求の障害となる。

。原審は、本件ストライキがノン・ストライカー全体にとつて、損害的というよりはむしろ有利なものであったか否か検討すべきであった。

(2) 判決の要旨

上告棄却。

上告理由第二、三、四点について——「控訴裁判官は一方で、労働審判所にも召喚されていない使用者に対し、いかなる請求も受理しておらず、他方本件において……六名のストライカー各々が工場の門の封鎖に自ら参加し、それにより他の労働者の入構を遮げたことを指摘している。控訴院が、これらストライキ権の通常の行使にもなわなない行動が……ノン・ストライカーの被った損害の直接的原因であったと評価したのは、正当である。」

上告理由第五点について——「その相互関係に作用するにすぎない共同実行者のあいだの責任配分を考慮

することなく、また彼らの被害者に対する責任やその範囲に関係なく、同一損害の共同責任者は各々、全体として、賠償が命じられなければならない。このことは、有責者のうちの何人かが不明で、既知の実行者の代位手段が法的障害でなく、事実上のそれにすぎない場合においても、同じである。その集団的行動が損害を惹起したビケに、本件当事者である六名のストライカーが個人的に参加したことを指摘して、控訴院は彼らに対し、その賠償つき、全体として有責としている判決の法的基礎としている」。

上告理由第六点について——「控訴院により」なされた有責判決は、ストライカーが犯した過責(faute)を唯一の基礎とし、したがってストライキ終了時の協定により承認された賃上げは、考慮されていない」。

(1) Trib. inst. Rouen 27 nov. 1978, Dr. ouvr. 1980, p. 59, note Francis Saranito. なお、本文中の判決要約は、F. Saranito, note, préc., p. 60. によったものである。

(2) 控訴院判決それ自体は、入手しえなかったが、Pica, conclusion sous Cass. soc. 8 déc. 1983, préc. pp. 90—1. に一部引用されている。

2 ストライカートの民事責任の要件

不法行為責任に関する一般原則を定める民法典一三八二条は「他人に損害を惹起させる人の行為はすべて、過責によりこれを生じさせた者に、それを賠償する義務を負わせる」と規定されている。すなわちノン・ストライカーがストライカーに対し、その被った損害の賠償責任を追及するには、(1)行為者の過責、(2)損害(dommage)の発生事実、そして(3)両者の因果関係(jen de causalite)の三つの条件をみたさなければならぬ⁽¹⁾。

(1) 過責

ストライキ権の行使は、使用者等に対し、必然的に損害をもたらし、その業務阻害性はストライキ権に内在する必然的屬性である。換言すれば、損害発生は、当初から予定され、また憲法上承認された圧力手段の意図した結果であるといえるかもしれない。しかし阻害権(droit de nuire)は、それ自体(ipso facto)ストライキ権を自由裁量権(droit discretionnaire)とするものではないともいわれている⁽³⁾。判例は従来から、「ストライキ権の承認は、他の〔権利の〕場合と同様に、その濫用また

は公の秩序(ordre public)の必要性に反する行使を避けるために、この権利にもたらされる制限を排除することはできない⁽⁴⁾」として、その不適切な行使は過責を構成するとしてきた⁽⁵⁾。

したがって議論しうるとすれば、それはストライカーが民事責任を有するのは、いかなる程度の過責であるかということにならう。古典的市民法的発想からすれば、最も軽度の過責、単純な過責(aute simple)であつても、行為者には不法行為責任があるということになる。

しかし、それは非常に過酷なものである。それゆえに学説は、使用者の「違法スト」を理由とする解雇権の行使に関する規定(労働法典L.五二一条の一)から類推して、それは「重大な過責(aute lourde)」でなければならぬ⁽⁶⁾としている。この点に関し、先の破毀院一九八二年一月九日トレロール判決は、労働組合のストライキにもなう民事責任を「組合がストライキ権の通常の行使にもなわぬ行為や刑法違反を構成する行動に参加した」場合に、限定している。このような原則は、ストライカートの民事責任の場合にも、適用されるべきであらうと主張されている⁽⁷⁾。

本件の場合、ストライカーが「自ら門の封鎖に参加し、他の労働者の入構を妨げた」という行動に、濫用的性格があったことは、否定できないと解されている。またストライカー自身も、この点について裁判上とくに争ってはいない。

(2) 損害

被害者のうけた損害が何らかの保護法益性をもつものであれば、それが確実であるかぎり、物的なものであれ、精神的なものであれ、賠償されねばならない。⁽⁸⁾

本件の場合、スト労働者側は問題としていないが、二つの側面で問題性を含むものであった⁽⁹⁾という。まず、ストライキは労働者の使用者に対する労務提供を妨げ、ストライカーも、ノン・ストライカーも、その賃金請求ができなくなる。それゆえに、ノン・ストライカーの損害は賠償されねばならない。裁判所の論理は、単純明快である。しかし、「その工場入構が遮げられた期間、その賃金喪失から」結果した損害というだけでは、大雑把にすぎよう。損害賠償として請求されているものは、法的に「賃金」とは異なり、必ずしも、それに対応するものではない。それゆえに、裁判所は、ノン・ストライカー側

の主張する損害額を明確にする作業を行なうべきであった。

また、その証明も重要な問題である。執行官の認定書 (constat) や証言等明瞭な方法で、ノン・ストライカーが作業開始時刻に出動したにもかかわらず、ストライカーの行動により、その工場入構はたせなかつたということが証明されねばならない。しかし本件の場合、スト労働者側が、この点についても争っていない以上、その立証がなされたと解するよりほかないであろう。

(3) 過責と損害の因果関係

不法行為責任が成立するためには、行為者の過責^{フォルト}と発生した損害とのあいだに、直接的な因果関係が存在しなければならぬ⁽¹⁰⁾。そして、これはもっとも微妙な問題であるという。

使用者は労働契約により、労働者の労務提供をうけることの反対給付として、労働者に賃金を支払う義務を有する。しかし使用者は、その債務の不履行が「自己の責に帰すことのできない外来の原因によって生じたものであること」(民法典一一四七条)、すなわち「不可抗力 (force majeure)」(同一一四八条)によることが証明さ

れたとき、免責される。⁽¹³⁾そして不可抗力とみなされるためには、(1)それが債務者の故意・過失とはいかなる関係もなく、(2)事件は回避し難く (inevitable) かつ予見し難いもの (imprevisible) で、(3)それにより、債務者の履行が遮げられたこと、すなわち、その障害が克服し難い (insurmountable) ものであったことが必要であるとされている。⁽¹³⁾

本件の場合、使用者がストライカーによるノン・ストライカー労働者の労働の自由に対する侵害活動を止めさせるために、あらゆる手段を尽くしたことが立証されれば、その債務不履行に賃金不払いが免責されることになる。⁽¹³⁾

そして不法行為責任が成立するには、因果関係は直接的なものでなければならずとされているが、「不可抗力」は使用者のノン・ストライカー従業員に対する賃金支払い義務を免除させるだけでなく、それと同時にストライカーの過責とノン・ストライカー従業員が被った損害にストライキによる賃金喪失との直接的因果関係をも創出するのである。すなわち「不可抗力」は、本件において二重の機能をはたしている。

したがって使用者による「不可抗力」の存在の証明は、ストライカーの行動がノン・ストライカーの損害の直接的原因であることが承認されるための、本質的条件なのである。かりに、それが証明されなければ、ストライカーの不法行為責任もないということになる。しかしながら破毀院は、本件において「控訴裁判官は、労働審判所にも召喚されていない使用者に対する、いかなる請求も受理していない」と簡単にのべて、このような重要な問題には、まったく答えずにすましているのである。⁽¹⁴⁾

(1) フランス不法行為法の詳しい内容については、山口俊夫『フランス債権法』(東京大学出版会・昭和六一年)九一頁以下、とくに九八〜一〇八頁を参照。

(2) Hélène Sinay, La neutralisation du droit de grève, Dr. soc. 1980, p. 252; Gérard Lyon-Caen, La recherche des responsabilités dans les conflits du travail, D. 1979, chron. p. 255; Marie Jacek, L'offensive actuelle contre le droit de grève et, en particulier, la mise en cause de la responsabilité civile des syndicats, Dr. ouvr. 1980, pp. 228-9.

(3) Alain Bernard, La grève, quelle responsabilité?, Dr. soc. 1986, p. 637.

(4) Cons. d'Et., Dehaene, 7 juillet 1950, D. 1950. 538.

- note Cervais; S. 1950. 3. 109, note J. D. V.; J. C. P. 1950. II. 5681, concl. Gazier; 梁山章一郎「官公労働者の争議権」別冊シロキスト『フランス判例百選』二四九～五一頁; Cass. soc. 27 janv. 1956, D. 1956, 481, note Cervas; S. 1956. 49.
- (5) このうち、権利の濫用的行使により、損害が発生した場合、それは賠償されるべきであると考える方の基礎は、ジュスマン (Louis Josseland) が「権利の社会的機能 (fonction sociale des droits)」と呼んだものに由来する (A. Bernard, op. cit., p. 637.)。
- (6) Ibid., p. 638. 又、J. Le Calonnec et J. Bedoura, note sous Cass. soc. 8 déc. 1983, préc. I 1) は、不法行為責任が問われている場合に、契約法領域の過責からそれを類推することが適切かどうか、一つの問題であろうと云っている。
- (7) A. Bernard, *ibid.*, p. 639. ただし、一般民事事件に於ては、裁判所は行為者に過責があれば足りるとして、その程度のいかんを問題とすることはないという。
- (8) Ibid.
- (9) 以下、J. Le Calonnec et J. Bedoura, note sous Cass. soc. 8 déc. 1983, préc. I 2) 以下。
- (10) A. Bernard, op. cit., p. 639.
- (11) 三枝信義『部分ストライキに関する法律上の諸問題』(司法研究報告書一八輯四号〔昭和四四年〕)六三～七四頁

山口・前掲書二二〇～二頁参照。

(12) 山口・同前書二二〇頁。又、A. Bernard, op. cit., p. 639. によれば、破毀院は不可抗力の三つの要件のうち、「見不可能性」もっとも重視してゐると云ふ。

(11) A. Bernard, *ibid.*; J. Le Calonnec et J. Bedoura, note sous Cass. soc. 8 déc. 1983, préc. I 3).

(14) 以下、J. Le Calonnec et J. Bedoura, note, préc. I 3) 以下。

3 ストライカーに対する民事責任追及の方策

——全部義務 (obligation in solidum)

本件において、原審は六名のストライカーに対し、二四名のノン・ストライカーに、本件労働の自由侵害行動に帰因する得べかりし賃金相当額 (一人につき、五〇〇〇フラン) を、損害賠償として連帯して支払うよう命じ、破毀院も「その集団行動が損害を惹起したビケに、本件当事者の六名のストライカーが自ら参加したことを指摘し、控訴院は彼らに、その賠償につき、全体として有責としてゐる判決の法的基礎としてゐる」とのべて、原判決を支持している。このように、本件では、損害賠償の支払いが全部義務 (obligation in solidum) として、

命じられている。

「全部義務」は、通常の連帯債務（完全連帯債務〔*obligation passive parlative*〕）の強力な効力を緩和するために、判例・学説上認められてきたもので、とくに不法行為責任の分野で適用されているという。⁽¹⁾ すなわち複数の不法行為者の過責が競合して、一個の損害を発生させた場合、被害者は任意の加害者に、全賠償を請求することができ、その支払いによって、他の共同実行者の賠償義務が免除される（弁済を行なった者は、他の者に求償権を行使できる）というものである。⁽²⁾

このような「全部義務」という被害者救済を重視する法的処理方法は、本件の場合、二重の意味で、ノン・ストライイカーに有利なものである。すなわちノン・ストライイカー側は、訴訟の分割をしないですむし、ストライイカー中の特定の者の支払い能力の有無を考慮することもない。また労働の自由侵害行為^{フオート}に参加した者全員のリストを作成する必要もない。問題は、共同実行者の責に帰せられるべき過責^{フオート}が、損害の発生に直接的な因果関係があるか否かということだけであり、本件では、この点は裁判所により肯定的に解されている。⁽³⁾

換言すれば、全部義務²共同不法行為は、ストライイカーにとつて、非常に不利なものである。本件では、裁判所の認定によれば、六名のストライイカーは、裁判所に召喚されていない他の者らとともに、工場の門を封鎖し、ノン・ストライイカー従業員の入構を阻止し、その結果、ノン・ストライイカーらは使用者に対する労務提供を行なうことができなかつたことから、賃金を受けとることができず、損害を被つた。それゆえに、六名のストライイカーは各々、使用者により支払われなかつた全賃金（相当額）を支払う責任があるという結論が論理必然的なものとして導き出されているのである。

なお、ストライイキにより、賃上げ等従業員全体にとつての利益が実現した場合、ノン・ストライイカーが一方でそれを享受しながらも、他方でストライイカーに対し、ストライイカー中の得べかりし賃金利益を損害賠償として請求することは、公平といえるのであろうか。これは、以前にも学説により指摘され、本件でも、ストライイカー側の上告理由の一つとして、主張されている。しかし破毀院はこの点について、「〔控訴院の〕有責判決は、ストライイカーにより犯された過責^{フオート}を唯一の基礎とし、ストライイキ終了時

の協定により、承認された賃上げは考慮されていない」と、きわめて素気なく答えているにすぎない。しかし、これは重要な問題であるように思われる。

(1) 山口・前掲書二五四～五頁。その他に、淡路剛久「フランス法における連帯債務と全部義務」立教法学一〇号一〇六頁以下および同「全部義務(Obligation in solidum)」別冊ジュリスト「フランス判例百選」一〇六～八頁を参照。

(2) 共同不法行為に関する一般的法規定のないフランスでは、わが国で共同不法行為問題として扱われている法現象は、一般に、そのような複数不法行為者各自に、全部義務を課しうるか、そうであれば、その関係はいかなるものかという形で、論じられているという。詳しくは、高木多喜夫「フランスにおける共同不法行為論」法律時報三四卷一〇号三〇～五頁、国井和郎「フランス共同不法行為論」法律時報五〇巻六号八〇～九三頁、能見善久「共同不法行為責任の基礎的考察」(四)法学協会雑誌九五巻八号一三四〇～五五頁、九六巻二号一七二～一八八頁等を参照。

(3) 以上「J. Le Calonnec et J. Bedoura, observ. sous Cass. soc. 8 déc. 1983, préc., II A」; A. Bernard, op. cit., p. 640.

(4) J. Savatier, note sous Cass. soc. 8 fév. 1972, préc. p. 658. 以下「F. S. sous Cass. soc. 3 déc. 1983, préc.

p. 201. も「この点を指摘している。

(5) なお「A. Bernard, op. cit., p. 640. は「ストライカー側は、この点に関して、事務管理 (gestion d'affaire)」、不当利得 (enrichissement sans cause)」、相殺 (compensation) 等の主張を行なうことは困難であろうとのべている。

4 破毀院フォンテン事件判決以後の判例動向

破毀院フォンテン判決以後の法理論状況を論ずるには、いまし時間の経過を待つ必要があるが、右判決後の判例動向について、簡単にみておきたいと思う。

(1) 破毀院フォンテン判決の下級審への影響

破毀院フォンテン判決当時、下級審裁判所が右判決の論理に同調しないようなぞむ見解が表明されていた。⁽¹⁾しかし同じく、ノン・ストライカーによるストライカーに対する損害賠償請求事件について、フォンテン法理をそのまま適用した裁判例が現われている。すなわち、それはアミアン控訴院一九八六年三月五日判決である。⁽²⁾以下、右判決を紹介する。

〈1〉事件の概要

一九八四年六月「モンディディエのデルセー商会(Eta-

Blissements Delsey)で労使紛争が発生し、同月一四日以降、約四〇名のストライカーにより、同工場の門が封鎖された。工場内に入構できないノン・ストライカーの抗議により、同月二〇日労働が再開されたが、同月二四日、約二〇名のストライカーが新たに、門を封鎖して、ノン・ストライカー従業員の入構を避け、トラックの入退場を阻止した。デルセー社は七月一日、ストライカーに対し、トラックの通行の妨害を禁じる旨の急速審理 (Référé) 命令を、アミアン大審判所より、えた。しかし公権力の非協力から、右命令は実行されなかった。六月三〇日以降、会社は原材料の供給が滞った工場を、順次閉鎖した。操業が平常通りに再開されたのは、七月二〇日になってからであった。かくして右工場閉鎖により賃金支払いをうけなかった従業員六三〇名中一四三名が、アミアン労働審判所に、右七月の工場閉鎖期間中の得べかりし賃金相当額(具体的金額は不明)を、工場通行妨害行為に参加した二四名のストライカーに連帯して支払うよう求める訴えを提起した。そして同労働審判所は、一九八五年三月一八日、右請求を認容した。

そこでストライカー側は、これを不服として控訴した。

〈2〉判決の要旨

控訴棄却

責められるべき過責と控訴人らの参加

「六月三〇日以前、ストライキのピケは労働者の入構を避け、同日後、操業再開まで、職場で働く労働者の工場入構が可能であっても、右ピケによりトラックの通行が妨害されたことは、本審理に提出された執行官の認定書から明らかである。右後者の行動は、企業の停滞を生じさせ、その結果、労働の自由に対する妨害を構成した。……各控訴人の責任が被控訴人らの方けた損害に関し、確立されるためには、各控訴人が紛争の全期間中つねに参加していたことが証明される必要はない。／本件の場合のように、その各自が急速審理裁判官による〔禁止〕命令および、それを執行すべき執行官の関与にもかかわらず、工場封鎖に何度かにわたり参加したことが立証されれば十分である。／控訴人らは、非難さるべき事実と損害との因果関係が立証されておらず、作業所閉鎖は、封鎖の必然的結果ではないと主張している。／この点に関しては、本院は原審判事と見解を同じくする。すなわち同判事は、生

産に不可欠な原材料在庫の欠如を指摘し、その他、使用者は工場接近を自由にするために、必要なあらゆる方策を用いたとしている。すなわち使用者は、ストライカーに、車輛と下請業者の自由な往來を保証することを命じる急速審理命令をえ、執行官次いで公権力により、それを実行しようと試みた。かくして作業所閉鎖は、控訴人らの違法な行動の結果である。」

全体責任について

「各控訴人らは、その工場入口での存在が確認されなかったとしても、本件工場入構妨害に参加しており、それゆえに各被控訴人らが作業所閉鎖により、うけた賃金喪失からなる損害の共同実行者である。／ストライキそれ自体、正当であったとしても、それに際しかされた、あらゆる過責的^{フオールト}行為に適用される民事責任の原則を適用することにより、原審判事はそれゆえに、正当に損害の共同実行者に、それを賠償すべき有責判決を全体として命じている。」

ストライカーの要求の妥当性について

「……控訴人らはまた、集団的紛争が積極的な結果をもたらしたとき、その恩恵をこうむる労働者らがスト

ライカーに敵対する行動をとりうるというのは、理解できないと主張している。／しかし〔被控訴人らの〕請求は、ストライキそれ自体ではなく、ストライカーによっておかされた過責^{フオールト}に基づいているのである。」

(2) ストライカーと労働組合の共同不法行為責任の否定——破毀院一九八七年一月二一日判決——

その後、破毀院はさらに使用者による労働組合とストライカー（ただし、企業内支部組合代表と企業委員会組合代表）に対する共同不法行為^二全部義務が問われた事案に関して、その判断を明らかにしている。すなわち社会部一九八七年一月二一日判決⁽³⁾である。

一九八三年三月、エスコポオワ社 (Soc. Escopois) で職場占拠ストが発生し、ノン・ストライカーの入構が阻止された。使用者は占拠者退去急速審理命令をえたが、右命令は執行されず、ストライキは二週間継続した。そして原審ボー控訴院は、一九八五年四月二四日、使用者の請求を認容し、CGTランド県連合と二名の組合代表 (D. および P.) に対し、損害賠償を全部義務として命じた (第一審裁判所の判断内容は、不明)。しかしながら破毀院は、つぎのようにのべて原判決を破棄して、アジ

ヤン控訴院へ移送する旨の判断を示している。⁽⁴⁾
 上告理由の第二点について

「エスコプォワ社のストライキから生じた損害について、組合ランド県連合に対し、D. P. 両氏とともに有責性を宣告するために、原判決は、同組合の責任がその代表者 (mandataires) であるD. P. 両氏のそれと不可分であると指摘するにとどまっている。／しかしながら、組合連合の責任は、個人的にストライキ権を行使した二名の組合代表の、代表資格という事実のみから発生するものではない」。

- (1) F. S. note sous Cass. soc. 8 déc. 1983, préc., p. 201.
- (2) Amiens 5 mars 1986, Dr. soc. 1986, p. 643.
- (3) Cass. soc. 21 janv. 1987, Dr. soc. 1987, p. 430.
- (4) 本判決に關して、Jean-Emanuel Ray, La responsabilité civile du syndicat et de ses délégués à l'occasion d'un conflit du travail, Dr. soc. 1987, pp. 426-30. を参照。

三 ストライカートの民事責任とフランス法的

ストライキ概念

以上のように、裁判所はストライキ中の権利濫用行為

について、ストライカートの損害賠償責任を全部義務Ⅱ共同不法行為としながらも、反面、労働組合とストライカーとのあいだにおいては、そのような関係の成立を原則的に否定する態度を明らかにした。ただし、労働者の報酬の大部分が差押え不能 (insaisissable) となっている (労働法典R.一四五条の一参照) ことから、ノン・ストライカー側が実際に、ストライカーから、その損害の賠償をえられるかどうかは、別問題である。⁽¹⁾

しかしながら、このようにストライキに対し、使用者やノン・ストライカーらがそれを違法として損害賠償請求の訴訟を提起することが、労働者の権利Ⅱストライキ行使を委縮させ、またそれに大きな障害をもたらすものであることは、やはり否めないであろう。⁽²⁾ 破毀院フォントン事件判決後の一九八五年春、議会 (Assemblée nationale) では、ストライキに対する損害賠償請求の動きを牽制し、ストライキを保護しようとする動きがふたたび一部みられた。⁽³⁾

しかし思うに、違法ストライキに關する民事責任を原則としてストライカー労働者の個人責任とする法的処理態度は、その評価は別にして、⁽⁴⁾ それ自体、ストライキ権

を個人的権利と捉えるフランス法的ストライキ概念に対応するものなのではなからうか。すなわち、つぎのように説明される。フランスでは、労使紛争のなかで、ストライキが権威をもち、権能ある団体⁽¹⁾労働組合により、厳格な形式・手続にしたがい決定され、指導されるといふ、ストライキの「組織概念」(conception organique)を排除している。ストライキは、労働を中止し、その開始に必要な「協議 (concert)」に参加することを、自らの魂と良心に誓って決定した各ストライカーらが、その全責任を負って実行される。そこには、集団的事実を構成する個人意思の集積は存在するけれども、労働組合の意思・決定に自己の意思を従属させるといふことはない。それは、英米やドイツとは異なり、労働組合による使用者・使用者団体との団体交渉、労働協約の締結とは直接的に連結せずに、あくまでも労働者の「不満の表現手段」として存在するのである。⁽²⁾ただし今日、現実にはストライキの多くは労働組合の関与のもとに行なわれ、組合は労働者の要求を取りまとめ、使用者・使用者団体や公権力と交渉し、またその参加者にストライキ遂行上必要な指示や指導を行なっているようである。⁽³⁾

そして、「団体交渉及び労働争議の調整に関する一九八二年一月一三日の法律」は、「企業内交渉における労働者の権利」(労働法典L.1332条の一八)について、当該企業内の「代表的労働組合 (syndicats représentatifs)」により、実収賃金、実労働時間・編成について、使用者とのあいだで年次交渉がなされるべく規定を設けている。同法は、労働組合が当該企業の労働者を代表するものとして、使用者との交渉を通じて、社会的対話を促進することを、その理念としていわれている。⁽⁴⁾

このように、従来のフランス法的ストライキ概念によれば、個別ストライカー労働者に過重な経済的負担を課すことになってしまうことや、労働組合を「社会的パートナー」として法的にも認知し、団体交渉を単なる自由としてではなく、「権利」として保障しようとする最近の立法動向を踏まえながら、学説のなかから、ストライキ権を個人的⁽⁵⁾個別労働者の権利と捉えるのではなく、英米やドイツにおけるように、集団的⁽⁶⁾労働組合の権利として法的に位置付けるべきではないかとの主張が現われるにいたっている。

フランスにおけるストライキと損害賠償責任をめぐる

議論は、はたして今後どのように展開していくのであろうか。しばらく、その動向を見守る必要がある。

(1) J. Le Calonnec et J. Bedoura, *observ. sous Cass.*, soc. 8 dec. 1983, préc. II, B, b), 参照。

(2) とくに使用者は「ストライカーや労働組合から損害賠償をえることそれ自体、可能か否か、それほど重視してないように思われる (J.-E. Ray, *op. cit.*, p. 429-30)」。ストライキに対する損害賠償請求訴訟が多く提起されたため、当初、かりに当該ストライキが違法であったとしても、個別ストライカーの支払い能力はかぎられたものであり、労働組合の財政は貧困であり、またその基本財産は差押え不能となっていることから、損害賠償請求という責任追及手段は、非現実的なものであると指摘された (Mauris Cohen, *Les entraves directes et indirectes à l'exercice du droit syndical et du droit de grève*, Dr. soc. 1978, p. 273)。⁸⁾ これに対し使用者側は、人がその訴訟を開始するとき、相手方の資力の有無を必ずしも考慮しない、少なくとも、それを道義的に非難することの利益はある。また組合財産の差押え不能は「集会、図書館及び職業訓練課程に必要な不動産及び動産」(労働法典「四二一条の二二)と「相互扶助及び退職に関する特別基金」(同「四二一条の五)にかぎられ、それら以外については、差押えも可能であり、使用者等による訴訟遂行を妨げるものではないと反論していた (Alain Ramin, *Exercice du droit de grève*

et responsabilité civil. Dr. soc. 1980, pp. 540-1)。⁹⁾

(3) J. O. A. N. séance du 10 avri 1985, p. 115. 44
15. J. O. A. N. 2^e séance du 23 mai 1985, pp. 1151-2.
を参照。

(4) 破毀院ノキヤンチン判決ニツキテ J. Le Calonnec et J. Bedoura, *observ.*, préc. 4 F. S., note, préc. は批判的であるが A. Bernard, *op. cit.*, p. 635 et s. は肯定的である。

(5) 拙稿・前掲「職場占拠法理の研究」(四九五～八頁および、そこで引用している文献参照)。

(6) A. Bernard, *op. cit.*, 341-2. 合わせて木下賢一「労働者の世界——労働運動とミリタン」『現代フランス生活情景』(有斐閣・昭和五八年)一六五～九〇頁も参照。

(7) 詳しくは、岩井義吉「オルノ法と企業協定」(一)八幡大学論集三六巻二・三号一頁以下、四号五〇頁以下、藤沼謙一(編)『企業ノルノの労使関係と法』(勁草書房・昭和六一年)第四部フランス(盛誠吾執筆)三三五頁以下、とくに三七二頁以下および大沢雅子「フランスにおける団体交渉制度の発展」慶応義塾大学大学院法学研究科論集二五号一八一頁以下を参照。

(8) A. Bernard, *op. cit.*, pp. 341-3. 合わせて Jean Savatier, *La distinction de la grève et de l'action syndicale*, Dr. soc. 1984, p. 54 et s. を参照。

(亜細亜大学助教授)